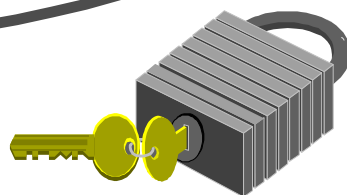


成年後見制度の正しい理解と その活用について — 講演会 —

講 師 茨城県社会福祉士会 会長

たけのうち あきよ

竹之内章代 氏



日 時 平成19年 3月22日(木) 午後1時30分～3時

場 所 神栖市保健・福社会館 2階 研修室
(神栖市溝口1746-1)

参加費 無料(どなたでもご参加いただけます)

成年後見制度は認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力に欠ける方々が、相続、売買などの法律問題に出会った時や、悪徳商法などで不利益をこうむらないように保護し、支援する制度です。

また財産管理にとどまらず、その人が自分の望む生活を実現し、その人らしく暮らしていくための援助をすることを目的としています。

今回の講演会では

- ・成年後見制度の概要
- ・成年後見制度における地域包括センターの役割
- ・成年後見制度における相談支援事業者(障害者自立支援法)の役割
- ・成年後見利用支援事業の概要
- ・第三者後見活動の実際
- ・権利擁護・成年後見センター 「ばあとなあいばらき」についてなど

成年後見制度を利用したい方、この制度の活用支援をする各機関の方々が、成年後見制度をより深く理解でき、この制度が必要な人に、より利用しやすいものにしていきたくと考えています。

問い合わせ先 神栖市社会福祉協議会
まちづくりグループ 担当 名雪
0299-93-0294
申込用紙送信先(FAX)
0299-92-8750

別 紙
神栖市社会福祉協議会
まちづくりグループ 担当 名雪 宛
F A X 0 2 9 9 - 9 2 - 8 7 5 0
(送信票不要)

所属機関

所在地

電 話

成年後見制度の正しい理解とその活用 講演会 参加者申込書

職 種	氏 名	備 考

日 時 平成19年 3 月 2 2 日(木) 午後 1 時30分 ~ 3 時

場 所 神栖市保健・福社会館 2 階 研修室

参 加 費 無料 (どなたでもご参加いただけます)

申込締切 3 月 1 6 日 (金)